

横浜市記者発表資料

令和7年3月14日
教育委員会事務局
教職員人事部教職員人事課

教職員の懲戒処分について

1 概要及び処分内容

所 属	横浜市立高等学校
被 処 分 者	副校長・男性 60代
処 分 日	令和7年3月14日（金）
処 分 内 容	減給6箇月（給料及び地域手当の10分の1）
監 督 者	校長・文書訓戒（本人責任）
概 要	当該副校長は、令和6年9月19日から10月30日の間、勤務時間中に自席又は、オンライン会議の名目で予約した会議室において、個人の携帯電話や配布されたタブレット端末を用い、私的な目的でインターネットの閲覧をするなどしていた。会議室を利用した回数は、少なくとも14回にのぼり、1日につき4～5時間程度、合計60時間以上、インターネットの閲覧をしていた。加えて、その後の調査で、会議室の私的利用は6月下旬に始まり12月まで、週に1、2回程度、勤務時間中に自席を離れ、同様の行為をしていたことを認めた。

2 教職員人事部長コメント

不祥事の根絶を目指し教育委員会を挙げて取り組んでいる中、教職員を指導等する立場である管理職が、このようなことを起こしたことは極めて遺憾です。

当該副校長の行為は、教育公務員として自覚を欠いた行為であり、許されるものではありません。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 Tel 045-671-3244